

リツイート事件

最三小判令和2年7月21日（平成30年（受）第1412号）
最高裁ホームページ

知的財産権法研究会
弁護士法人淀屋橋・山上合同
弁護士・弁理士 藤川 義人

第1 はじめに

本判決は、ツイッターにおけるリツイート行為が、リツイートの対象となった写真画像についての氏名表示権侵害になると示された判決であり、マスメディアにおいても報道され、注目を浴びた判決である。

第1審及び原審においては、氏名表示権以外に、公衆送信権、同一性保持権侵害の成否なども争点されてきたが、本判決では、氏名表示権について判示するのみで、著作財産権や、氏名表示権以外の著作者人格権については判示されていない。

そのため、実務的には、氏名表示権については本判決を指針として対応することになるものの、その他の権利侵害の成否については、とりあえずは原判決に沿って対応せざるを得ないと考えられる。そこで、本稿では、本判決だけでなく、第1審及び原審についても検討する。

第2 事案の概要

1 当事者等

X（1審原告、控訴人、被上告人）は、職業写真家であり、本件写真の著作者・著作権者である。Xは、本件写真の隅に、「©」マーク及び自己の氏名をアルファベット表記した文字等を付加した画像を自己のウェブサイトに掲載した。

Y1（1審被告、被控訴人、上告人）は、ツイッターを運営する米国法人である米国ツイッター社である。なお、第1審及び原審では、上記法人の子会社であるTwitter Japan株式会社（Y2）も当事者となっていた。

A1からA5（氏名不詳者ら）は、それぞれツイッター上にアカウント（本件アカウント1～5）を保有している。

2 事案の概要

本件は、Xが、インターネット上の短文投稿サイト「ツイッター」において、著作権を有する著作物である本件写真について、

- ① 氏名不詳者A1により無断でアカウントのプロフィール画像として用いられ、その後当該アカウントのタイムライン及びツイート（投稿）にも表示されたこと、
- ② 氏名不詳者A2により無断で画像付きツイートの一部として用いられ、当該氏名不詳者A2のアカウントのタイムラインにも表示されたこと、
- ③ 氏名不詳者らA3～A5により無断で上記②のツイートのリツイートがされ、当該氏名不詳者らA3～A5のアカウントのタイムラインに表示されたことにより、

Xの著作権（複製権、公衆送信権等）及び著作者人格権（氏名表示権、同一性保持権等）が侵害されたと主張して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）4条1項に基づき、上記①～③のそれぞれについて、Y1らに対し、発信者情報の開示を求めた事案である。

3 基本的な用語の説明

本件で出てくる基本的な用語を説明しておく。ツイッターとは、インターネットを利用してツイートを投稿することができる情報ネットワークである。ツイートとは、投稿した短文のメッセージ等の投稿で、タイムラインに表示される。タイムラインとは、アカウントを取得した利用者が投稿したツイートや、リツイート等を時系列に沿って表示していく画面である。

ツイッターは、アカウントを取得しなくてもアクセスして閲覧はできるが、ツイートなどをするには、利用者ごとにツイッターのアカウントを取得する必要がある。

リツイートとは、第三者のツイートを紹介ないし引用する、ツイッター上の再投稿である。

アカウント取得者である利用者は、写真等の画像をツイートしたり、自ら又は他の利用者がツイートした画像をリツイートできる。この場合、当該画像には、ツイッターの仕様上、インラインリンクが自動的に張られる。

インラインリンクとは、ユーザーの操作を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンクをいう。

次に、本件の概念図を示しておく。